

純粹持株会社以外の上場会社等に係る線引き

案	連結財務諸表提出会社	主としてグループ会社からの収益に依存している会社
考え方等	<ul style="list-style-type: none"> ・金商法の開示規制では、投資者は連結ベースの情報を重視しているとの考え方の下で<u>連結中心の制度</u>となっている。 ・これを踏まえ、インサイダー取引規制においても、<u>連結財務諸表提出会社</u>については、<u>軽微基準</u>や<u>重要基準</u>について<u>連結ベースの数値を用いることとする</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として<u>グループ会社からの配当や経営指導料等</u>、<u>グループ会社からの収益に依存している上場会社等</u>に対する投資者は、<u>そのグループ会社の営む事業に着目した投資判断を行うもの</u>と考えられる。 ・<u>こうした上場会社等については、軽微基準や重要基準について連結ベースの数値を用いることとする</u>。 ・主としてグループ会社からの収益に依存しているか否かの基準としては、<u>上場会社等単体の売上高のうち、グループ会社からの収益が一定割合以上の場合とする</u>。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・金商法上の開示規制では、投資判断に当たっての有用な情報の一つとして単体の財務情報も開示対象となっており、インサイダー取引規制において、<u>連結財務諸表提出会社全体に対して投資者が連結ベースでの投資判断を行っているとの割り切りを行うことが適当かとの問題あり</u>。 ・<u>連結財務諸表提出会社であっても、グループにおいて重要な事業を自ら行っているものもあり、こうした会社については、上場会社等単体の財務情報が重要性を有する場合もあるのではないか</u>。 ・インサイダー取引規制は、<u>重要事実を上場会社等に関するものと子会社に関するものとに分けて定めており、重要事実に関する軽微基準等のみを全般的に連結ベースとすることが整合的かとの問題あり</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>連結ベースの数値を用いる対象会社に該当するか否かが、年度毎で変動する可能性あり</u>。 ・<u>頻繁に変動することを回避するため、複数年度の平均値を用いることが考えられる</u>。 ・<u>上場会社等がメーカーで、子会社が販売会社のようなケースでは、子会社への販売収益が上場会社等の売上高の大半を占めることもあり</u>。 ・<u>グループ会社からの収益のうち、グループ会社への製品・商品売上高を除くことが考えられる</u>。